

県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針アンケート調査結果について

埼玉県では、平成13年4月1日から全庁的に化学物質による人や生態系への影響を極力抑えるため、病害虫等の発生の有無を確認せずに定期的に薬剤散布を行わないことや内分泌かく乱（いわゆる環境ホルモン）作用が疑われる物質を含む薬剤は、その作用が明確になるまでは当面使用しないことなどを定めた「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」（平成13年2月8日副知事決裁（以下「取組方針」という。））に基づく取組を進めています。

取組方針の推進状況を把握するため、平成13年度から3年毎に全庁的に調査を行っています。最近の状況を把握するため、令和4年度にアンケート調査を行い、概要を下記のとおり取りまとめました。

記

1 調査の概要

(1) 目的

取組方針の最近の推進状況を把握し、今後の対策の基礎資料とします。

(2) 調査対象

- ア 知事部局、企業局、下水道局、教育局、県警本部の所管するすべての県有施設
- イ 県庁舎、県営住宅、県立学校等の建物周辺、公園や道路沿いなどに県が植栽、または管理義務を持つ樹木、植栽等。（試験研究、生産管理等の目的のために栽培されているものを除く。）

なお、道路または河川等の樹木・植栽等の管理においては、「道路樹木」、「河川樹木」などの管理業務単位でまとめることとしました。

(3) 調査方法

各部局の主管課を通じ、県有施設管理者にアンケートシステム上で回答を依頼し、集計を行いました。

(4) 調査内容

ア 施設管理に関する事項

- (ア) 病害虫等発生の有無及び発生病害虫等の種類
- (イ) 病害虫等発生時の防除方法
- (ウ) 定期的な薬剤使用（散布）の有無
- (エ) 使用（散布）した薬剤の種類
- (オ) 薬剤使用（散布）時の安全確保対策

イ 樹木管理に関する事項

- (ア) 病害虫発生の有無及び発生病害虫の種類
- (イ) 病害虫発生時の防除方法
- (ウ) 定期的な農薬使用（散布）の有無
- (エ) 使用（散布）した農薬の種類
- (オ) 農薬使用（散布）時の安全確保対策

- (カ) 環境省作成「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル優良事例集」の認識
 - (キ) 「住宅地等における農薬使用について（環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長通知）」の認識
 - (ク) 植栽管理業務を委託する際の入札資格要件について
- ウ 取組方針に関する意見・要望

(5) 調査対象期間

令和4年4月1日から令和4年8月31日まで

2 調査の結果

(1) 回答数

15部局から表1のとおり回答がありました。全体では施設管理が417施設（回答率87.2%）、樹木管理が406か所（回答率85.1%）でした。

表1 部局別アンケート調査回答数

	回答区分			計
	施設+樹木	施設のみ	樹木のみ	
企画財政部	6	0	0	6
総務部	15	1	0	16
県民生活部	5	3	0	8
危機管理防災部	2	0	1	3
環境部	9	3	1	13
福祉部	15	2	2	19
保健医療部	18	1	1	20
産業労働部	13	0	1	14
農林部	19	1	1	21
県土整備部	11	10	11	32
都市整備部	36	1	1	38
企業局	12	3	3	18
下水道局	28	2	0	30
教育局	155	8	3	166
警察本部	37	1	0	38
	381	36	25	442

(参考) 過去の調査における回答区分

平成13年度 施設：490施設 樹木：1299か所

平成16年度 施設+樹木：467施設等 施設のみ：15施設 樹木のみ：27か所

平成19年度 施設+樹木：450施設等 施設のみ：15施設 樹木のみ：26か所

平成22年度 施設+樹木：435施設等 施設のみ：12施設 樹木のみ：27か所

平成25年度 施設+樹木：412施設等 施設のみ：24施設 樹木のみ：27か所

平成28年度 施設+樹木：417施設等 施設のみ：40施設 樹木のみ：24か所

令和元年度 施設+樹木：425施設等 施設のみ：34施設 樹木のみ：24か所

※ 平成13年度の調査で路線ごと及び河川ごとに求めた調査票の記入を、平成16年度の調査から「道路樹木」、「河川樹木」などの管理単位としたため、樹木管理の回答数が大幅に少なくなっています。

※ 地方独立行政法人化により病院局は令和4年度調査から対象外となっています。

(2) 病害虫等発生の有無及び発生病害虫等の種類（病害虫等の種類については複数回答有）
 施設では県有施設417施設のうち、190施設（45.6%）で病害虫等の発生があり、
 初回調査の平成13年度を除いて最も低くなりました。

また、樹木では管理対象406か所のうち、141か所（34.7%）で病害虫の発生が
 あり、調査を開始して以来、最も低くなりました。

発生した主な病害虫等は、施設ではゴキブリ（84.2%）、ネズミ（17.9%）、ハチ
 （10%）でした。樹木では、チャドクガ（46.8%）、アメリカシロヒトリ（34.8%）、
 イラガ（25.5%）でした。

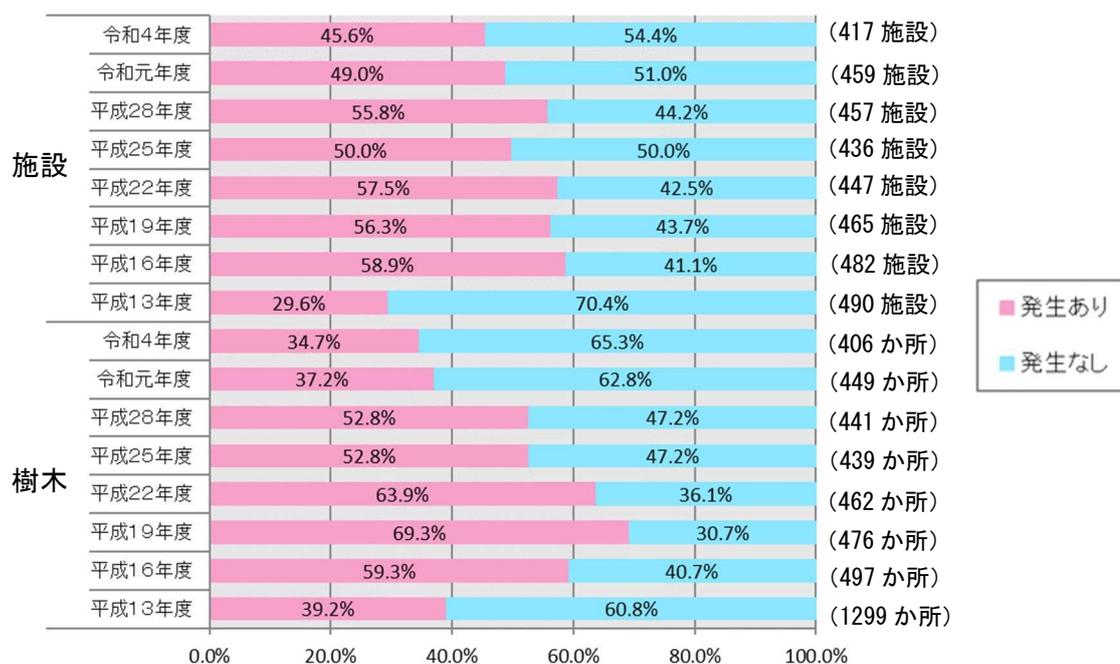


図1 病害虫等の発生状況

(3) 病害虫等発生時の防除方法（複数回答有）

施設における防除方法は図2-1のとおりです。病害虫等の発生があった190施設の
 うち、「粘着シート等物理的防除」が101施設（53.2%）、「殺虫剤等の薬剤使用（散
 布）」が85施設（44.7%）、「何もしない」が15施設（7.9%）「その他（毒餌等）」
 が44施設（23.2%）でした。

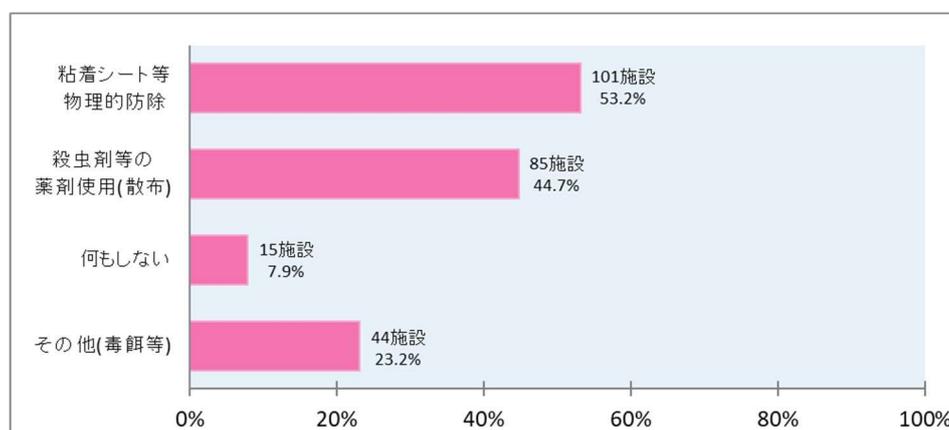


図2-1 病害虫等発生時の防除方法【施設】

また、樹木における防除方法は図2-2のとおりです。病虫害の発生があった141か所のうち、「せん定等物理的防除」が94か所（66.7%）、「殺虫剤等の農薬使用（散布）」が70か所（49.6%）、「何もしない」が13か所（9.2%）、「その他（フェロモントラップ等）」が11か所（7.8%）でした。

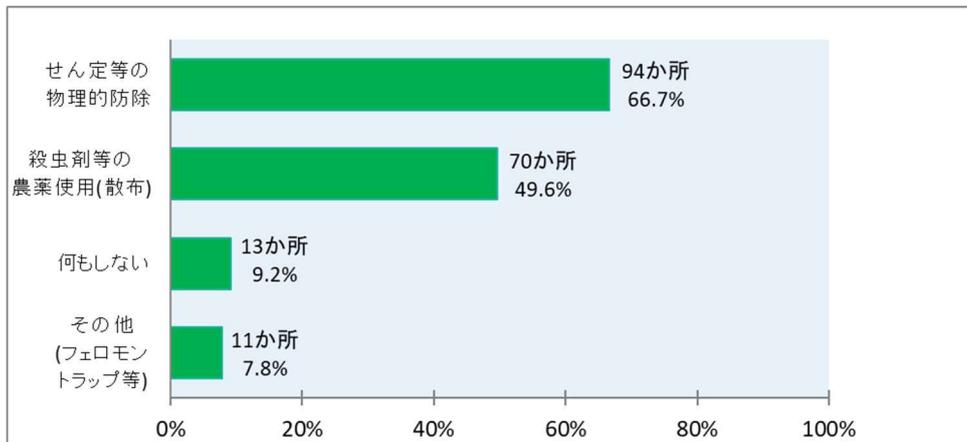


図2-2 病虫害発生時の防除方法【樹木】

病虫害等が発生した場合の物理的防除の割合の推移は図3-1及び図3-2のとおりです。「物理的防除」を行った割合は、平成13年度は施設41.2%、樹木34.4%だったのが、平成16年度以降は施設60%前後、樹木70%前後で推移しています。

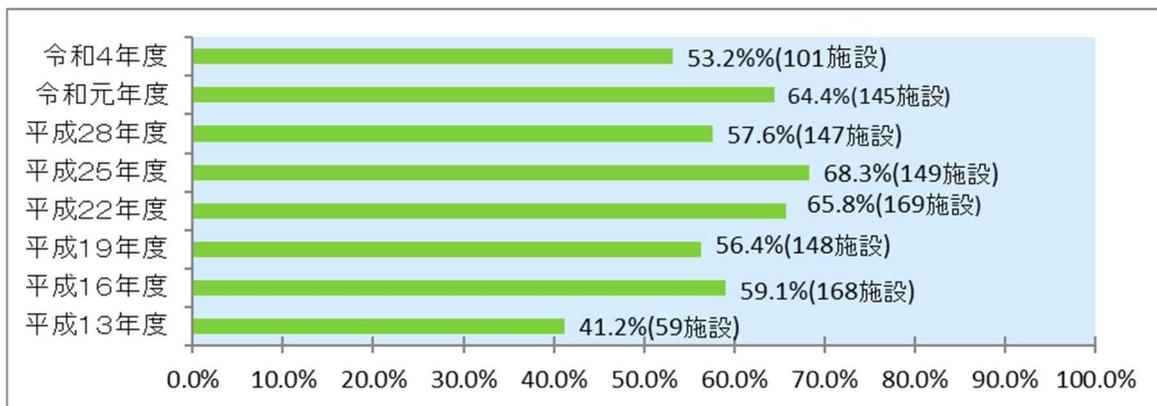


図3-1 病虫害等発生時の物理的防除の割合の推移【施設】

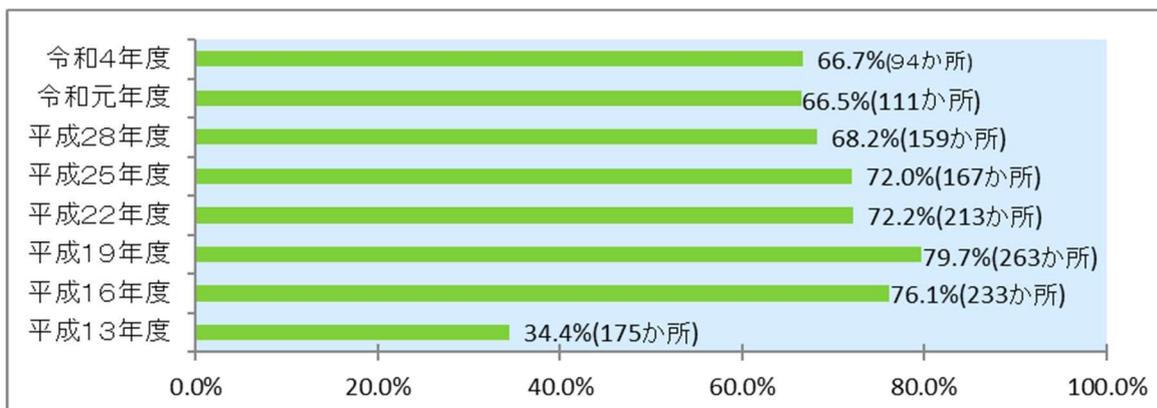


図3-2 病虫害発生時の物理的防除の割合の推移【樹木】

(4) 病虫害等の発生がない施設での薬剤等使用（散布）

薬剤等使用（散布）数の推移は図4-1及び図4-2のとおりです。

施設では、病虫害等の発生がなかった227施設のうち、薬剤を使用（散布）した施設は11施設（4.9%）でした。薬剤を使用（散布）した理由は公衆衛生対策や食品衛生対策等でした。

樹木では、病虫害の発生がなかった265か所のうち、農薬の散布を行ったのは5か所（1.9%）でした。農薬を使用（散布）した理由は害虫等発生予防でした。

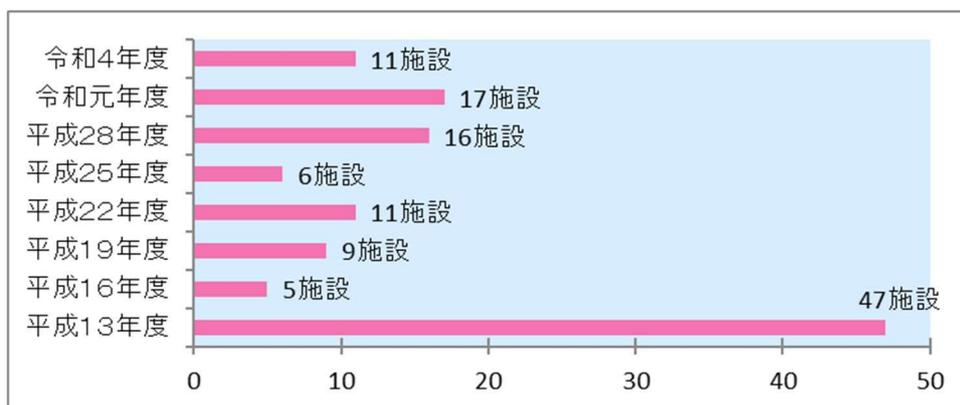


図4-1 病虫害等の発生がない施設での薬剤等使用（散布）数【施設】

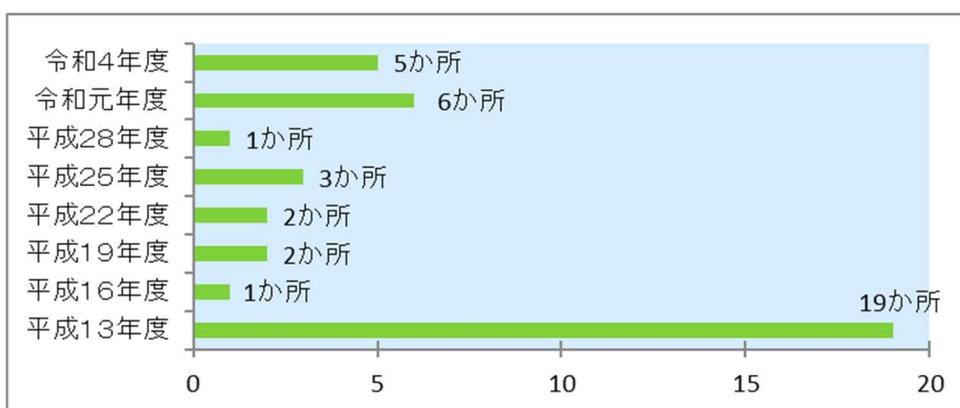


図4-2 病虫害の発生がない樹木へ農薬を使用（散布）した対象数【樹木】

(5) 使用（散布）した薬剤の種類

施設において病虫害等の防除のために薬剤を使用（散布）した96施設のうち82施設（85.4%）は、「医薬品または医薬部外品」でした。また、上記96施設のうち72施設（75.0%）は使用薬剤の成分中に内分泌かく乱作用が疑われる物質がないことを確認して薬剤を使用していました。

樹木において病虫害の防除のために農薬を使用（散布）した75か所のうち61か所（81.3%）は、「農薬取締法に基づく登録を受けた農薬」でした。また、上記75か所のうち61か所（81.3%）は使用農薬の成分中に内分泌かく乱作用が疑われる物質がないことを確認して薬剤を使用していました。

(6) 薬剤等使用（散布）時の安全確保対策（複数回答有）

薬剤使用（散布）時の安全確保対策は図5-1及び図5-2のとおりです。

施設において病害虫等の防除のために薬剤を使用（散布）した96施設で講じられた安全確保対策で多かったものは、「使用上の注意遵守」が87施設（90.6%）、「最小限の範囲に使用（散布）」が87施設（89.6%）でした。

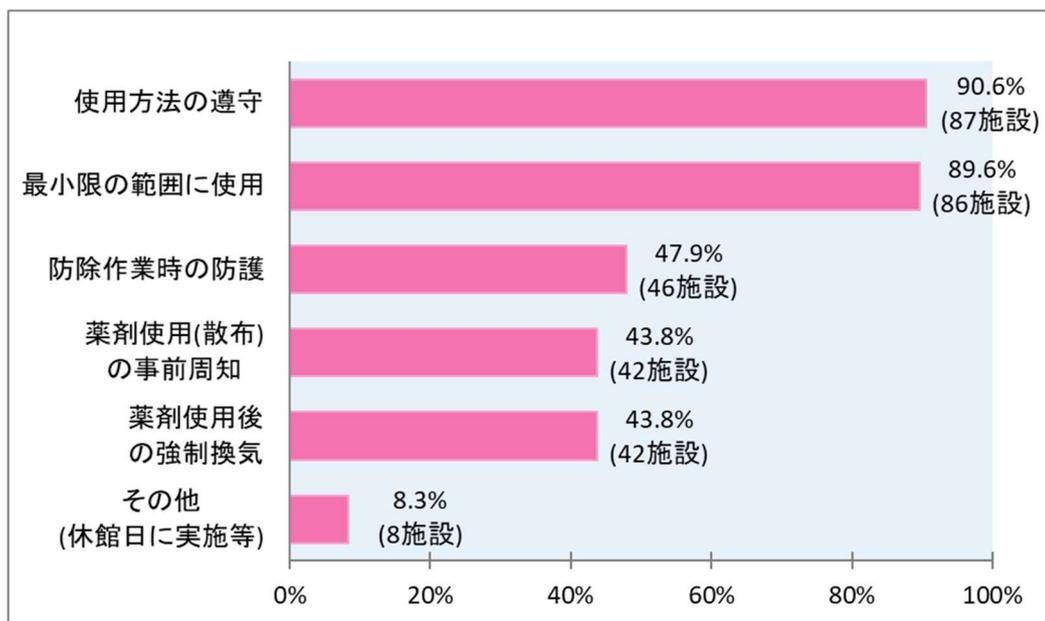


図5-1 薬剤使用時の安全確保対策【施設】

また、樹木において病害虫の防除のために農薬を使用（散布）した75か所で講じられた安全確保対策で多かったものは、「最小限の範囲に使用（散布）」が70か所（93.3%）、「使用方法の遵守」が66か所（88.0%）、「防除作業時の防護」が60か所（80.0%）でした。

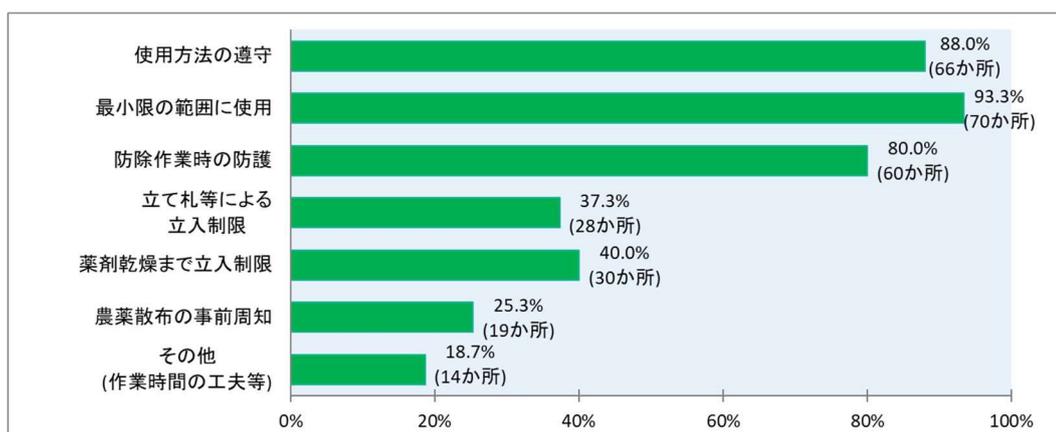


図5-2 農薬使用時の安全確保対策【樹木】

施設、樹木共に多くの施設等で複数の安全対策が講じられていました。

(7) 環境省作成「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル優良事例集」の認識

樹木管理を行っている406か所のうち、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を活用した優良な取組事例を収集した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル優良事例集(平成25年3月環境省作成)」の内容を承知しているかについては、「知っている、参考になった」が131か所(32.3%)、「知っているが、参考にならなかった」が27か所(6.7%)、「知らない」が232か所(57.1%)、「無回答」が16か所(3.9%)でした。

(8) 「住宅地等における農薬使用について(環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長通知)」の認識

樹木管理を行っている406か所のうち、病害虫の状況に応じた適切な防除や、周辺住民への事前の周知などを指導している「住宅地等における農薬使用について(環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長通知)(平成25年4月)」の内容を承知しているかについては、「知っている」が170か所(41.9%)、「知らない」が210か所(51.7%)、「無回答」が26か所(6.4%)でした。

病害虫の防除のために農薬を散布した75か所について、上記通知を「知っている」が39か所(52.0%)、「知らない」が34か所(45.3%)、「無回答」が2か所(2.7%)でした。通知を「知らない」と回答した機関の農薬散布時に講じた安全対策は図6のとおりです。この場合も多くの施設等で複数の安全確保対策が講じられていました。

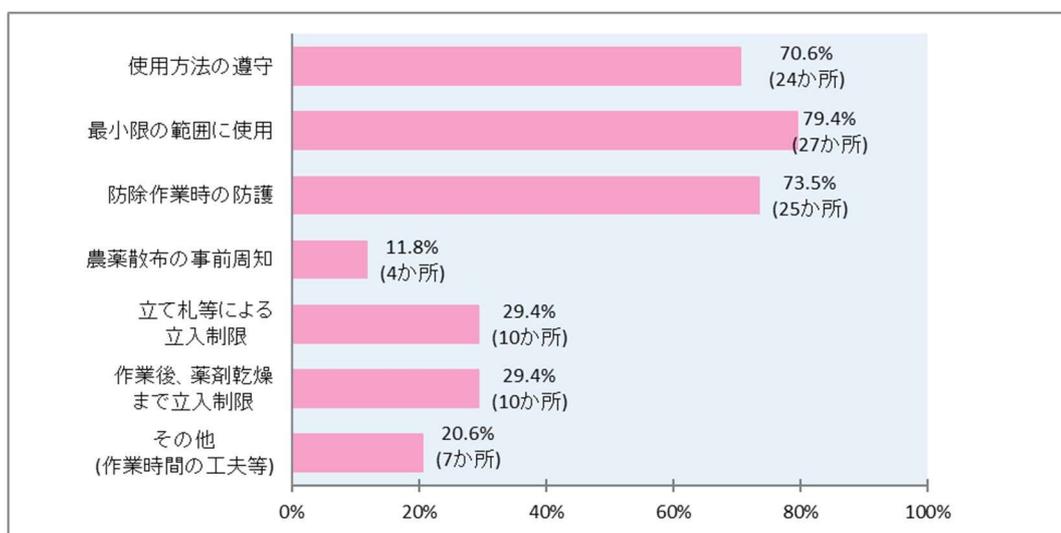


図6 農薬使用時の安全確保対策

(9) 植栽管理業務を委託する際の入札資格要件について

樹木管理を行っている406か所のうち、(8)の通知の取組事例を参考に、植栽管理業務を委託する際の入札資格要件として、農薬適正使用アドバイザー等の資格を有していることを規定しているかについては、「規定している(予定を含む)」が18か所(4.4%)、「規定していない」が171か所(42.1%)、「植栽管理業務を委託していない」が198か所(48.8%)、「無回答」が19か所(4.6%)でした。

3 まとめ

取組方針は、化学物質の人体への影響の可能性や自然環境への負荷を極力抑えるために平成13年4月に策定されました。

取組方針は、施設管理および樹木管理において病害虫等の発生の有無を確認せずに定期的に薬剤（農薬）散布を行わず、まずは物理的な防除を検討し、やむを得ず薬剤（農薬）を使用する場合薬剤量を必要最小限にとどめ、周囲への安全確保に十分努めるものとしています。

調査結果を見ると、病害虫等が発生した施設や樹木のうち、防除方法として物理的防除を行った施設の割合は、取組方針が策定された当初平成13年度は施設41.2%、樹木34.4%であったのが、平成16年度以降は施設では60%前後、樹木では70%前後を推移しています。病害虫等の発生がない施設での薬剤（農薬）使用施設数も、平成13年度の施設47施設、樹木19か所であったのが、平成16年度以降は施設10施設前後、樹木5か所前後で推移しています。なお、薬剤（農薬）を使用した場合の安全確保対策については、使用上の注意や使用方法の遵守、使用（散布）範囲を最小限とするなど、多くの施設等で複数の対策が講じられていました。これらの結果から、取組方針は平成16年度以降概ね良好に推進されています。

また、環境省作成「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル優良事例集」、「住宅地等における農薬使用について（環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長通知）」については、樹木の管理を行っている機関の半数以上が「知らない」と回答していることから、取組方針・通知が求める安全確保対策について書かれた「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」及び「同優良事例集」について再度周知を行います。

また、内分泌かく乱化学物質問題については、令和4年10月に環境省が策定した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2022—」では、EXTEND 2010 以来の基本理念を踏襲し、既に確立した試験・枠組みを維持した上で、評価すべき物質の母集団の拡大、新たに確立した試験法を用いた試験・評価の実施、国際的に研究が進められている新たな評価手法に関する検討、リスク管理に向けた評価のあり方の検討等、新規の課題に取り組むこととしています。

埼玉県では、この取組方針を「埼玉県における化学物質の内分泌かく乱作用に関する取組方針（平成13年2月副知事決裁）」の中で県の率先事項として位置づけて取り組んできました。

引き続き、化学物質による環境リスクの低減を図るため、国の動向を注視し、関係部局と連携して取組方針の一層の推進に努めてまいります。

【関係資料】

- 1 「県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」の推進状況アンケート用紙
 - (1) 施設管理 別添1-1
 - (2) 樹木管理 別添1-2
- 2 「県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」の推進状況調査結果
 - (1) 取組方針推進状況調査結果（概要） 別添2-1
 - (2) 取組方針に関する意見要望等 別添2-2
- 3 埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針 別添3
- 4 埼玉県における化学物質の内分泌かく乱作用に関する取組方針 別添4

別添 1 - 1

「県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」の実施状況アンケート【施設管理】

「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針(平成13年2月8日副知事決裁)」に関する最近の実施状況(令和4年4月1日～令和4年8月31日)について、以下の設問に御回答くださるようお願いいたします。

Q 1 以下の項目について御記入ください。【必須項目】

- 1 施設の名称又は管理業務名
- 2 所属部局名
- 3 施設管理者
- 4 記入担当者
- 5 電話番号

Q 2 管理の内容に従って、以下の項目から回答区分を1つ、選択してください。【必須項目】

- 1 施設及び樹木管理を行っている
- 2 施設管理のみを行っている

Q 3 建物において病虫害等(ねずみ、ゴキブリ、ダニ等)の発生がありましたか？

- 1 あった(→Q 4へ)
- 2 なかった(→Q 6へ)

Q 4 Q 3で選択肢1「あった」と回答された方に伺います。どのような病虫害等が発生しましたか？
発生した病虫害等()

Q 5 Q 3で選択肢1「あった」と回答された方に伺います。病虫害等の発生に対し、どのような対応をしましたか？

(複数回答可)

- 1 ねずみ取り器、粘着トラップなどによる物理的防除(→Q 11へ、選択肢2も併せて選択した方→Q 8へ)
- 2 殺虫剤などの薬剤使用(散布)による防除(→Q 8へ)
- 3 特に、何もしなかった(→Q 11へ)
- 4 その他(毒餌、フェロモントラップなど)(→Q 11へ、選択肢2も併せて選択した方→Q 8へ)
()

Q 6 Q 3で選択肢2「なかった」と回答された方に伺います。薬剤を使用(散布)しましたか？

- 1 病虫害の発生がなかったが使用(散布)した(→Q 7へ)
- 2 使用(散布)しなかった(→Q 11へ)

Q7 Q6で選択肢1「病害虫の発生がなかったが使用（散布）した」と回答された方に伺います。どのような理由から薬剤を使用（散布）しましたか？
薬剤を使用（散布）した理由（ ）

Q8 Q5又はQ6で「薬剤を使用（散布）した」と回答された方に伺います。使用（散布）した薬剤は？
 1 医薬品医療機器等法に基づく承認を受けた医薬品又は医薬部外品
 2 その他（ ）

Q9 Q5又はQ6で「薬剤を使用（散布）した」と回答された方に伺います。使用（散布）薬剤の成分がいわゆる内分泌かく乱作用が疑われる物質に該当しないことを確認しましたか？
 1 確認した
 2 確認しなかった

Q10 Q5又はQ6で「薬剤を使用（散布）した」と回答された方に伺います。薬剤使用（散布）に当たって、どのような安全確保対策を講じましたか？（複数回答可）
 1 容器等に記載された用法・用量、使用上の注意を遵守した
 2 薬剤使用（散布）の範囲を最小限にした
 3 防除作業者にマスク、メガネ等の防護用具を着用させた
 4 施設の利用者又は利用者に使用薬剤、散布日時などを事前に周知し、注意喚起した
 5 薬剤散布終了後に強制換気を行い、屋内の残留薬剤を除去した
 6 その他（ ）

Q11 【すべての方に伺います】取組方針について、御意見・御要望がありましたら御記入ください。

[]

別添 1 - 2

「県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」の実施状況アンケート【樹木管理】

「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針(平成13年2月8日副知事決裁)」に関する最近の実施状況(令和4年4月1日～令和4年8月31日)について、以下の設問に御回答くださるようお願いいたします。

Q1 以下の項目について御記入ください。【必須項目】

- 1 施設の名称又は管理業務名
- 2 所属部局名
- 3 施設管理者
- 4 記入担当者
- 5 電話番号

Q2 管理の内容に従って、以下の項目から回答区分を1つ、選択してください。【必須項目】

- 1 施設及び樹木管理を行っている
 2 樹木管理のみを行っている

Q3 樹木・植栽に病害虫の発生(毛虫による食害等)がありましたか?

- 1 あった(→Q4へ)
 2 なかった(→Q6へ)

Q4 Q3で選択肢1「あった」と回答された方に伺います。どのような病害虫が発生しましたか? (複数回答可)

- 1 アメリカシロヒトリ 2 チャドクガ 3 イラガ 4 マツカレハ
 5 モンクロシャチホコ 6 その他()

Q5 Q3で選択肢1「あった」と回答された方に伺います。病害虫の発生に対し、どのような対応をしましたか?(複数回答可)

- 1 せん定などの物理的防除(→Q11へ、選択肢も併せて選択した方→Q8へ)
 2 殺虫剤などの農薬使用(散布)による防除(→Q8へ)
 3 特に、何もしなかった(→Q11へ)
 4 その他(フェロントラップなど)(→Q11へ、選択肢2も併せて選択した方→Q8へ)
()

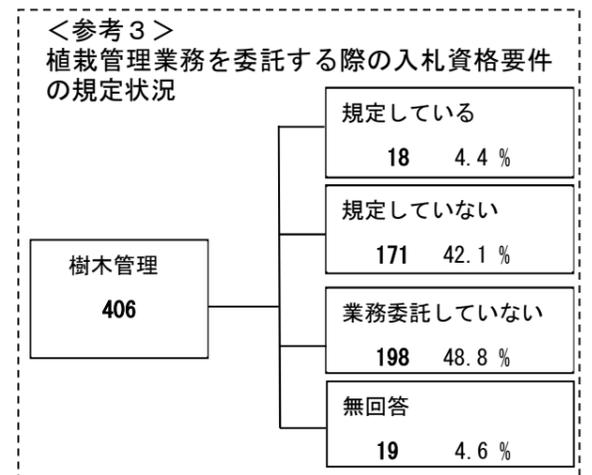
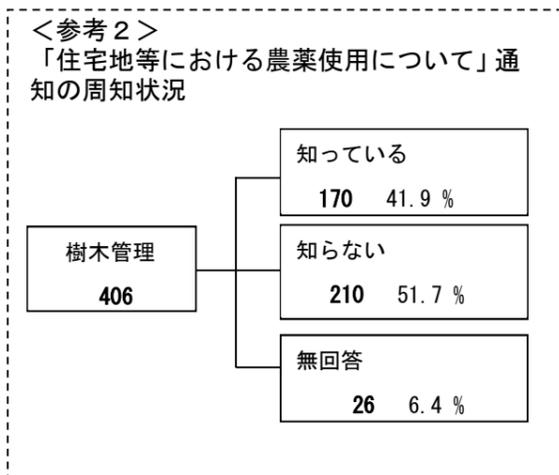
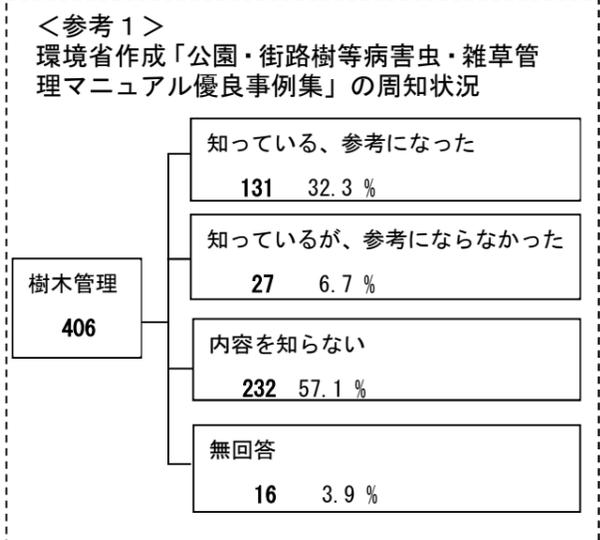
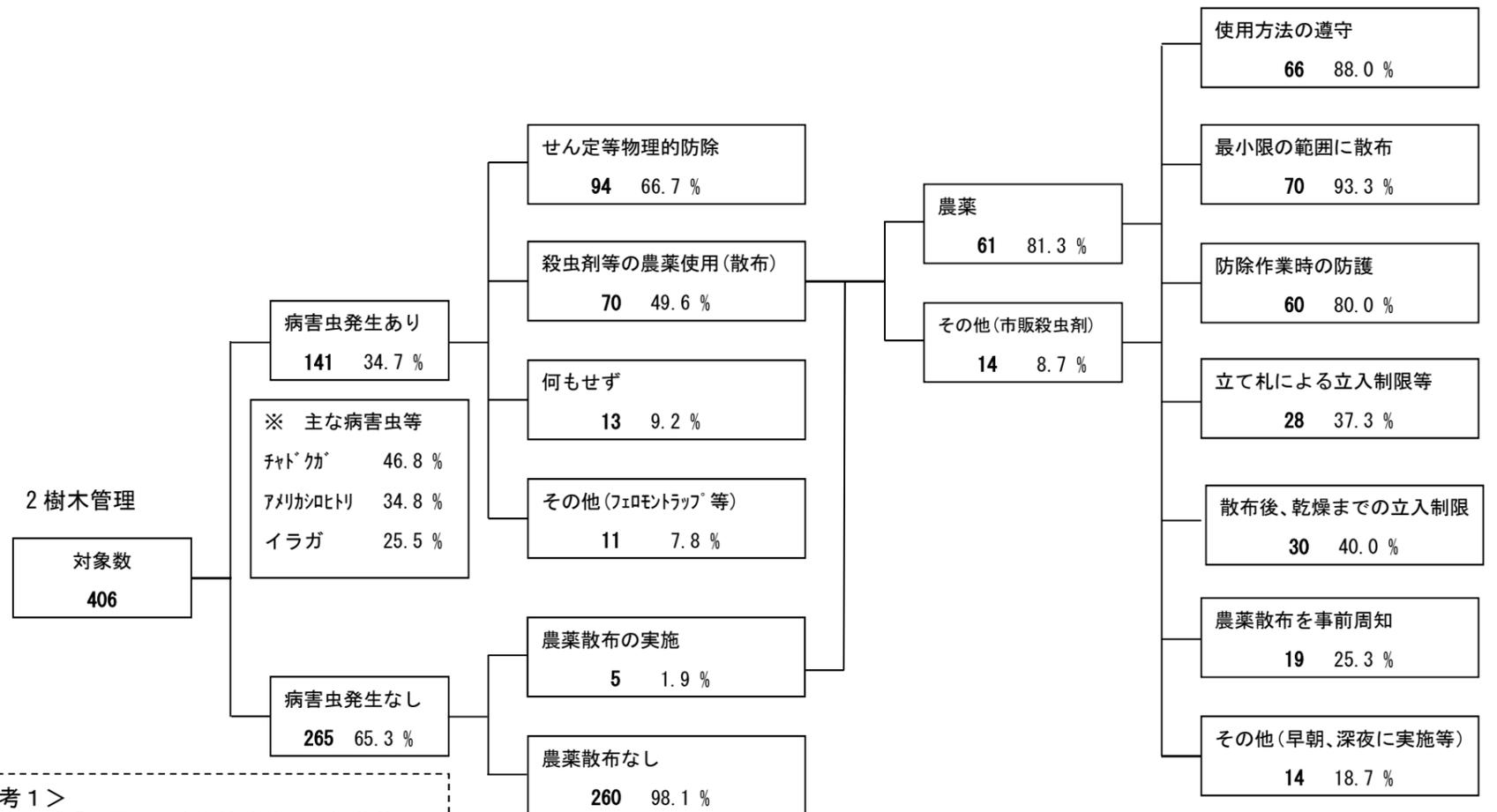
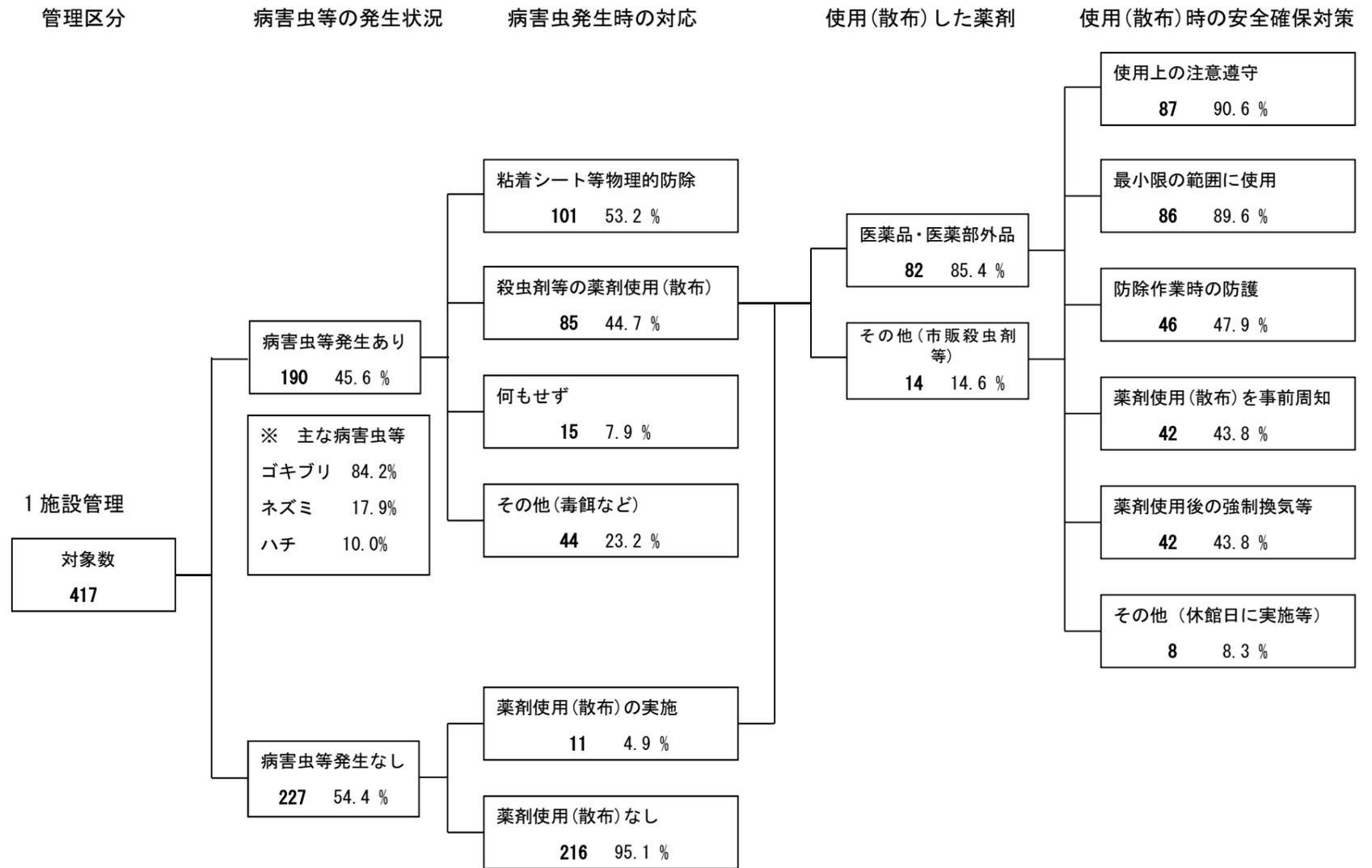
Q 1 3 【すべての方に伺います】Q12 の通知の取組事例を参考に、植栽管理業務を委託する際の入札資格要件として、農薬適正使用アドバイザー等の資格を有していることを規定していますか？

- 1 規定している（予定を含む）
- 2 規定していない
- 3 植栽管理業務を委託していない

Q 1 4 【すべての方に伺います】取組方針について、御意見・御要望がありましたら御記入ください。

[]

別添 2 - 1 取組方針推進状況調査結果（概要）



別添 2-2 取組方針に関する意見要望等

- 農薬散布の必要がある場合は、指針に従い適正利用に努めます。
- 引き続き現場の実情に即した運用を希望いたします。
- こういうことに詳しい職員を配置して欲しい。又は、巡回して対応してくれる職員や業者を地域ごとに配置して欲しい。
- 事前の剪定防除が大切なことは理解できるが、チャドクガのような利用者に危害がある毛虫が拡散した場合、利用者の安全確保を第一に農薬使用を推奨することをアナウンスすべきでは。
- 農薬等の物質名では分かりにくいので、商品名で指示していただきたい。
- 場内樹木の強剪定を希望します
- 県内の業者等へ県立施設に関する農薬適性使用アドバイス資格取得推薦に関する通達を出していただいたと助かる。
- 取組方針については承知しているが、入札資格要件となると参加業者を確保することに不安を感じる。また、落札金額について、現状の水準を維持できるかも不安である。
- 年 2 回以上、業者に委託し害虫駆除を行っている、今後も引き続き対応していきたい。駆除を行う際には適切な方法の対応を徹底していく。
- 県内の消毒業者等へ県立施設に関する使用薬剤に関する通達を出していただけると間違いがないかと思えます。
- 現在の取組方針は発生等を確認してからの対応が主であるが、現実的には発生確認後では除去が困難であり、対応策（剪定等）も困難ではないかを感じる。発生前の対応について示していただけたら助かると思われる。
- 効果的な対策を教えてもらいたい。

別添3 埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針

平成13年 2月 8日策定

改正 平成20年1月28日決裁

1 趣旨

近年、日常生活のさまざまな場面で化学物質に接する機会が増えたことから、内分泌かく乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)やダイオキシン類などに対する県民の健康や生態系への影響が懸念されている。

県においては、消毒や害虫駆除用の薬剤を使用している機関があるが、散布される薬剤によっては、内分泌かく乱作用が疑われる物質が含まれる場合もあり、これらの化学物質に対する県民の関心は高い。

この取組方針は、化学物質の人体への影響の可能性や、自然環境への負荷を極力抑え、化学物質による環境リスクの低減を図ることを趣旨として定めるものである。

2 県有施設(県庁舎、県立学校等)の消毒等についての取組方針

(1) 県有施設において、病害虫等の発生の有無等を確認せずに定期的に薬剤散布を行うことは、これを行わず、次の方法によるものとする。

ア 定期的な生息状況調査等により、害虫等の発生状況を把握し、発生が確認された場合は、基本的に罠などのしかけ等による捕殺など物理的な方法により駆除するものとする。

イ アの方法によらず、薬剤使用の必要がある場合には、まず散布以外の餌による誘殺、塗布等の方法を検討し、やむを得ず散布による方法をとる場合には、使用する薬剤量を必要最小限にとどめるものとする。

この場合、容器等に記載されている使用上の注意事項等を確実に遵守するほか、施設利用者等関係者への周知や、散布に当たって必要な安全確保に十分努めるものとする。

特に、環境庁が平成10年5月に定めた「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について—環境ホルモン戦略 SPEED'98—」(平成12年11月改訂。以下、「SPEED'98」という。)で「優先して調査研究を進めていく必要性の高い物質群」としてリストアップされた物質を含む薬剤については、化学物質のリスク管理のために、当面は使用をしないこととする。

(2) ごみを放置しない、清掃を徹底するなど、施設の管理面からも、ねずみ、害虫等の発生防止に努めるものとする。

3 樹木の消毒等についての取組方針

(1) 樹木の消毒等において、病害虫の発生の有無等を確認せずに、定期的に農薬の散布を行うことは、これを行わず、次の方法によるものとする。

ア 病害虫やこれらによる被害発生を見た場合は、被害を受けた部分をせん定等により除去す

るものとする。

せん定枝はチップ化して堆肥化・被覆材利用をする、あるいは適正な焼却により処分するなど、二次的な環境汚染を起こさないよう配慮する。

イ アの方法によらず、農薬使用の必要がある場合は、まず誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布を行う場合には、使用する薬剤量、散布範囲等を必要最少限にとどめるものとする。

特に、SPEED'98 で「優先して調査研究を進めていく必要性の高い物質群」としてリストアップされた物質を含む農薬については、化学物質のリスク管理のために、当面は使用をしないこととする。

農薬を使用する場合は、次のとおりとする。

- (ア) 農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用する。
 - (イ) 容器等に記載された適用病害虫、希釈倍数等定められた使用方法を必ず遵守する。
 - (ウ) 防護用具の着用等を徹底する。
 - (エ) 散布に当たっては、必要に応じて、周辺住民等の関係者への連絡や立札の設置を行うなど、安全確保に十分努めるものとする。
- (2) 薬剤散布に替わる防除方法の研究開発動向等に注視し、今後も幅広い視野で検討を行っていくものとする。

附則

この方針は、平成13年4月1日から適用する。

附則

この方針は、平成20年4月1日から適用する。

別添4 埼玉県における化学物質の内分泌かく乱作用に関する取組方針

平成13年 2月 8日策定

改正 平成20年1月28日決裁

人や野生生物の内分泌作用をかく乱し、生殖機能阻害、悪性腫瘍等を惹き起こす可能性のある化学物質による問題は、科学的に未解明な点が多く残されてはいるものの、それが生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えた深刻な影響をもたらすおそれがある。

このため、環境庁が平成10年5月に「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について—環境ホルモン戦略 SPEED'98—」（平成12年11月改訂。以下、「SPEED'98」という。）を定め、環境庁としての基本的な考え方や具体的な対応方針を示した。

対応方針の枠組みとして、「①環境中での検出状況、野生生物等に係る実態調査の推進、②試験研究及び技術開発の推進、③環境リスク評価、環境リスク管理及び情報提供の推進、④国際的なネットワーク強化のための努力」を示した。

また、具体的な取組みにあたっては、内分泌かく乱作用の有無、強弱、メカニズム等を解明するため、優先して調査研究を進めていく必要性の高い物質群として、化学物質67物質をリストアップした。その後、平成12年11月に65物質に修正して、各種の取組みを進めてきた。なお、平成15年5月には、内分泌かく乱化学物質について、「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」とする政府見解がとりまとめられた。

その後、環境省は、SPEED'98の見直しを進めてきたが、平成17年3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について—ExTEND2005—」（以下、「ExTEND2005」という。）を取りまとめた。

このExTEND2005では、野生生物における異常の把握が生態系を視野におく化学物質対策の原点と位置づけた。今後は、生態系への影響を中心とした評価手法の確立と試験の実施が重要であるとしている。新たな科学的知見の集積、取組むべき物質の範疇自体の変容等に対応するため、あらかじめ作成した物質のリストから選定するのではなく、選定の考え方や評価の流れを明確にしていく方針が示されている。

化学物質の内分泌かく乱作用に関する問題は、化学物質の環境中濃度の実態把握やリスク評価など多くは国を挙げて取り組むべき課題と考えられる。本県としても、この問題は長期的視野を持って取り組むべき課題との認識に基づいて、本県内の環境中における化学物質の実態の把握に努めるとともに、県民の本問題に対する正しい理解を助けるため、逐次必要な対策や広報を実施する必要がある。

そこで、本県における基本的考え方及びそれに基づき今後進めていくべき具体的対応方針として「埼玉県における内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針」（以下、「旧取組方針」という。）を平成13年2月に定め、実態の把握や化学物質の適正な管理等を実施してきた。

環境省がExTEND2005を定め、新たな取組みを開始していることから、本県においても、旧取組方針を見直し、新たに「埼玉県における化学物質の内分泌かく乱作用に関する取組方針」を定めることとした。

なお、この取組方針は、現時点における科学的な知見その他の情報等に基づいて策定したものであるため、今後の国の動向等によって新たな知見が得られた場合には、必要な見直しを行う。

1 基本的考え方

本県では、化学物質の内分泌かく乱作用については、生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えた深刻な影響をもたらすおそれがある重要な課題と認識している。

ExTEND2005 では、化学物質対策として、内分泌かく乱作用に着目したデータのみでなく様々な有害性評価の観点から得られたデータとともに、暴露状況を踏まえ、総合的なリスク評価を行ったうえでリスク管理へと繋ぐ必要があるとしている。

また、化学物質に関する情報は、科学的に高度な内容を含むため理解に努力を要することが多い。さらに内分泌かく乱作用については不明確なことが多い中、漠たる不安を招かないためにも、広く、正確な情報を提供し、情報の共有と正確な理解の上に成り立つリスクコミュニケーションを推進することが重要である。

そこで本県では、後世代に安全な環境や生活を確保することを目標とし、当面は、現在の我々が置かれている自然環境や生活環境を様々な角度から調査・研究し、内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の使用抑制や環境中での検出状況の把握などを行う。

また、リスクコミュニケーション等により県民との相互理解を推進するとともに、国及び諸外国における調査研究の情報収集に努め、それらの結果や情報を逐次県民に公表し、情報の共有を図っていくこととする。

2 具体的な取組内容

化学物質の内分泌かく乱作用に関する問題については、県庁内の単独の課所室で対応できる問題ではなく、横断的な情報交換や連携を活発化して取り組む必要がある。このため、関係課で構成する化学物質対策庁内連絡調整会議において、全庁的な化学物質対策の連絡調整や知識の集積等を行い、化学物質の内分泌かく乱作用に関する問題に対応していくこととする。

県は、基本的考え方に基づき、実態の把握、化学物質の適正な管理等の推進、研究の実施、県の率先実行、情報の収集及び提供、リスクコミュニケーション等の推進の6本柱により総合的に化学物質の内分泌かく乱作用に関する問題に取り組む。

(1) 実態の把握

自然環境や生活環境中における化学物質について実態を把握する。

ア 水環境実態調査

一般的な水環境における実態調査を行い、その挙動を把握する。

(ア) 公共用水域における環境調査

水質測定計画に基づき、公共用水域の主要地点において化学物質の水質調査および底質調査を行う。

また、環境省の調査で、環境中の濃度を考慮した濃度でメダカに対して内分泌かく乱作用を有することが推察された化学物質（ノニルフェノール及び4-t-オクチルフェノール）については、公共用水域における環境調査を行う。

(イ) ゴルフ場農薬の実態調査

ゴルフ場の排水に係る農薬濃度を把握するため、事業者の自主測定結果等の実態調査を行う。

イ 大気環境実態調査

大気環境の実態把握を行うとともに、化学物質の発生源周辺において実態調査を実施する。

(ア) 一般大気中の環境調査

特定の発生源の影響を受けることのない地点における一般大気中の化学物質(ダイオキシン類等)環境調査を行う。

(イ) 工場周辺などにおける大気中の濃度調査

大気中へ化学物質を排出している工場周辺において環境モニタリングを行う。

ウ 土壌環境実態調査

発生源周辺のダイオキシン類の常時監視を行う。

エ ヒトの口に入る物に関する実態調査

化学物質がヒトに対して影響を及ぼす経路のひとつとして、飲食物のように特に口に入る物について個別にその実態を調査する。

(ア) 農産物における実態調査

県内に流通する農産物中の残留農薬の実態を調査する。

(イ) 魚介類における蓄積状況調査

県内市場で取り扱われる魚介類中の動物用医薬品の蓄積状況を調査する。

(ウ) 水道水の実態調査

県内の各浄水場で、水道水源及び水道水の調査を実施する。

県営水道の各浄水場で、原水及び浄水中のダイオキシン類、フタル酸エステル類などの濃度を毎年度調査する。

(2) 化学物質の適正な管理等の推進

化学物質を取り扱っている事業所に対して、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(「PRTR法」という。)及び埼玉県生活環境保全条例並びに特定化学物質適正管理指針に基づき、環境中への化学物質の排出量削減など適正管理を指導する。

(3) 研究の実施

ダイオキシン類の測定手法等、化学物質の検査方法や影響に関して調査研究を行う。

(4) 県の率先実行

ア 代替品への変更等

国や県等における調査研究の動向等を踏まえ、県有施設で使用する商品等に人や生態系への影響の恐れがあると認められた化学物質が含まれる場合は、代替品への変更等を検討する。

イ 薬剤等の使用抑制

県有施設・樹木の消毒を行う際には、薬剤等の使用を抑制するための措置をとるものとする。

(5) 情報の収集及び提供

ア 国及び諸外国における研究などの情報の収集

国などの調査結果、学会などでの研究発表及び諸外国での知見などを収集する。

イ 講演会や学習会の開催による普及啓発の実施

化学物質に関する講演会を開催し、また県民の求めに応じ学習会などに講師を派遣し、化学物質の内分泌かく乱作用問題に関する現状について普及啓発に努める。

ウ リーフレット等の作成

県民に化学物質の内分泌かく乱作用を正しく理解してもらうために、リーフレット等を作成し、配布する。

エ ホームページによる情報の提供

化学物質の内分泌かく乱作用の基本的事項、国などの調査結果、学会などでの研究発表及び諸外国での知見、県における実態調査結果などをホームページに掲載し、広く県民に周知する。

オ 市町村への情報の提供

市町村に対して、適宜、適切な情報提供を行うことにより、県と市町村との密接な連携が図れるよう努める。

(6) リスクコミュニケーションの推進

化学物質に関して、広く、正確な情報を提供し、情報の共有と相互理解を進めるリスクコミュニケーションを推進する。

(7) 取組内容の進行管理

(1)から(6)の取組内容については、その進捗状況を適宜把握し、取りまとめを行うものとする。

附則

この方針は、平成13年2月8日から施行する。

附則

この方針は、平成20年4月1日から施行する。